平成２８年（フ）第６６号
新潟市西区小針３丁目11番９号　ハミングハイツＡ－１
破産者　涌井　聡子（旧姓廣澤）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
新潟市中央区花園２丁目３番１号　プレステージ新潟906号
破産者　渡邉　昌幸
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
長野県佐久市岩村田3334番地１
破産者　加藤あずさ
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３６９号
愛知県西尾市住崎６丁目27番地
破産者　田中　利幸
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
愛知県豊田市上渡合町萩平315番地27
破産者　大根真佐美
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１４号
愛知県豊田市若林東町石根40番地５　コーポタナベ208号、開始決定時の住所愛知県豊田市若林西町茶屋間11番地　レオパレスＲ155ＷＥＳＴ107号
破産者　中田佳奈子（旧姓新庄）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の69　県住８－304号、前住所神戸市西区桜が丘西町２丁目20番地の18
破産者　シマムラ美装こと　島村　宏幸
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
高知市塩屋崎町２丁目３番20号　パトリア302
破産者　和田　朋之
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４号
福岡県田川市大黒町９番17号
破産者　田中　勝徳
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３５５号
宮崎県西都市新町２丁目12番地　グランドール・デコ203
破産者　戸松　昭善
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０号
鹿児島県霧島市隼人町小田278　隼人塚ハイツ201（松元方）、住民票上の住所鹿児島県霧島市牧園町高千穂3865番地45
破産者　原ノ後徳生
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１１５５号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目10番11号
破産者　金子　佑治
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
さいたま市大宮区上小町869番地13　サンハイツ上小206号
破産者　菅野　正博
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
山梨県甲府市宝１丁目13番７号
破産者　堀内　志朗
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
山梨県甲府市宝１丁目13番７号
破産者　堀内　洋子
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５２号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目４番38号
破産者　長野　克宏
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５５号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番２号　リュミエールⅡ　101号
破産者　片岡　知弘
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０号
大阪府岸和田市尾生町3107番地の８、前住所大阪府堺市中区東八田30番地８
破産者　中野　美穂（旧姓松山・北川）
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
大阪府泉南郡田尻町吉見288番地１エメロード吉見108号室
破産者　脇田　章子（旧姓畑中）
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係